

## 西東京市認知症及びねたきり高齢者等 紙おむつ給付事業のご案内

西東京市内に住所を有し、住民基本台帳等に記録されていて、次の【対象者】の要件を満たす40歳以上の方に対し、紙おむつ等の給付(配達)を行います。

### 【対象者】

介護保険認定において要介護3以上の認定を受けた方で、以下の①②③いずれにも該当する方が対象です。

- ① ねたきりまたはこれに準ずる状態、あるいは認知症により重度の介護が必要な状態で、いずれも常時紙おむつを使用している方
- ② 介護保険認定時の日常生活自立度が障害高齢者の日常生活自立度B1以上または認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲa 以上であると判定された方
- ③ 生活保護等を受給していない方

※直近の要介護3以上の介護保険認定を他区市町村で受け、その後に西東京市に転入された方は、西東京市で日常生活自立度の確認ができないため、市所定の「主治医意見書」等を代わりに提出してください。

- ◎ 上記の要件を満たさない方は、給付を受けることができません。  
ただし、主治医の診断により対象となる場合があります。(市所定の「主治医意見書」の提出が必要です。)申請にあたっては下記担当にご相談ください。

<担当> 西東京市健康福祉部高齢者支援課高齢者サービス係  
TEL:042-420-2810(直通)

## 【申請書類】

- ① 西東京市高齢者支援課サービス申請書
- ② 認知症及びねたきり高齢者等紙おむつ給付事業同意書兼申告書

※申請書類については高齢者支援課の窓口でのお渡し、または市ホームページからダウンロードが可能です。

## 【申請の流れ】

- ① 高齢者支援課の窓口(田無第二庁舎1階、防災・保谷保健福祉総合センター1階)に申請書類一式を提出し申請をします。  
⇒各月 20 日までに、申請書類一式の提出があった場合は、翌月から給付開始となるよう審査をします。  
※20日が土・日・祝日の場合は翌開庁日になります。  
※年末年始等は、20日までに申請書類一式を提出いただいても翌月給付開始とならない場合があります。
- ② 高齢者支援課にて給付の可否を決定し、「西東京市認知症及びねたきり高齢者等紙おむつ給付決定通知書」等により通知します。  
※介護保険認定時の訪問調査結果をもとに給付の可否を決定します。
- ③ 紙おむつ等の給付を開始します。

## 【給付・支払】

- ◎ 給付可能な紙おむつの種類にはテープ型、パンツ型、フラット型及び尿取りパッドがあります。紙おむつとパッドの組み合わせあるいは単品のいずれかを選択することができます。  
詳細については、別に用意する「紙おむつ商品一覧表」をご覧ください。
- ◎ 委託業者が直接ご自宅等へ配達します。
- ◎ 市外配達が可能です。利用者負担金とは別に配送料がかかります。
- ◎ 利用者負担金は実費の1割です。年4回、3か月毎に市から請求します。

## 【その他】

- ◎ 介護老人保健施設・特別養護老人ホーム等に入所されている方は給付対象となりません。
- ◎ 紙おむつ給付サービス(現物給付)と入院中の紙おむつ代助成サービス(現金助成)を同一月内で受けることはできません。
- ◎ ケアマネジャーおよび地域包括支援センターの職員による代理申請も可能です。